

1.6 脱退問題

- ・ NPT第10条には、各締約国はNPTから脱退する権利を有することを規定
- ・ NPT発効以来、この条文に基づいて脱退を通知した締約国は、1993年及び2003年の2度に渡って脱退宣言を行った北朝鮮のみ
- ・ 北朝鮮の脱退宣言とその後の経緯は以下のとおり^{〔15, 16〕}
(北朝鮮の核開発問題については12.3に記載)

[1 回目の脱退通告]

- ・ 1992/1 北朝鮮はIAEAとの間で締結された包括的保障措置協定に従って冒頭申告を行い、IAEAはこれを検認するために特定査察を実施
 - => 申告されたものとは別の2施設が廃棄物貯蔵施設であり、未申告のプルトニウム抽出活動を秘匿する意図があるのではないか、との疑惑が深まる。
- ・ 1993/2 IAEA理事会は北朝鮮に2施設に対する特別査察を要請
- ・ 北朝鮮は「軍事施設」として要請を拒否、同年3月、NPTからの脱退を通告
 - => 朝鮮半島の軍事・政治情勢、北朝鮮の経済状況等が絡み、対米交渉を有利に運ぶための外交カードとして核不拡散体制を利用する北朝鮮の意図との見方もある
- ・ 国連安保理における非公式の協議及び米国と北朝鮮間の会談を経て、1994/6 北朝鮮は脱退保留を宣言、NPT締約国にとどまる

[2 回目の脱退通告]

- ・ 2002/10 米朝協議において、1994/10の米朝枠組み合意に反し、北朝鮮がウラン濃縮計画を推進しているとの疑いを認めたと認識、北朝鮮への重油供給停止等の経済制裁を発動
- ・ 2002/12 北朝鮮はIAEA査察官を国外退去
- ・ 2003/1 北朝鮮は「NPTからの脱退の自動的かつ即時発効」を通告
 - => 北朝鮮は「2003/1の脱退は1993/6の脱退停止(保留)の解除である」と主張、IAEAは「NPTには脱退停止規定はなく1993/6からの脱退停止は無効、従ってNPTの締約国である限り北朝鮮の保障措置協定は効力を生じる」と反論
 - => NPT運用検討会議第2回(2003)及び第3回(2004)準備委員会では、冒頭、議長が北朝鮮のネームプレートを「預かる」ことで、準備委員会ではこの問題を議論しないこととした

[その後]

- ・ 北朝鮮は、凍結していた黒鉛炉の再稼働・使用済み燃料棒の再処理再開を行う一方、弾道ミサイルを発射し、国連安保理による自制を求める決議に反し、地下核実験を強行する等国際社会の平和と安全に対する脅威
- ・ 現在、北朝鮮がNPT体制にあるか否かは、判断の分かれる問題
 - => IAEAはNPT体制下にあるとしているが、2006/7/5の北朝鮮の2度目のミサイル発射に際して採択された国連安保理決議1695(2006/7/15)の第6項に「北朝鮮に対し、(NPT)条約及びIAEA保障措置に早期に復帰することを強く要請^{〔17〕}」とあり、「北朝鮮側の一方的な通告ながら、現在はNPT外」という立場
- ・ 今後、北朝鮮に対して、NPT及び保障措置体制への復帰、核兵器開発の中止、核不拡散義務の忠実な履行を求めていくことが、IAEA並びに関係国の重要な責務